

条例改正・平成27年度予算など52議案を可決 3月定例会の概要

平成27年第1回芳賀町議会定例会は、3月3日から18日までの間、次の日程で開かれました。

期 日	会 議 名	内 容
3月3日	本会議	全議案提案理由の説明、発議案件採決
3月5日	本会議	一般質問
3月6日	本会議	当初予算を除く案件の質疑・討論・採決
3月9日	本会議 常任委員会	当初予算質疑・常任委員会付託 教育民生常任委員会書類審査
3月11日	常任委員会	教育民生常任委員会書類審査
3月12日	常任委員会	産業建設常任委員会書類審査
3月13日	常任委員会	総務常任委員会書類審査
3月16日	常任委員会	各常任委員会現地審査
3月18日	本会議	常任委員長当初予算審査結果報告・委員長に対する質疑・討論・採決

〓 報 告 〓

□ 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

〔内容〕 町職員が公用車を住宅の塀に接触させ損害を与えたことに対して、損害賠償するもので、賠償額は2万9,700円で、公用自動車事故共済保険で全額対応しました。

〓 条例制定 〓

□ 芳賀町出産祝金支給条例の制定について

〔内容〕 人口減少対策として、出生児1人につき10万円を祝金として支給するものです。

□ 芳賀町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の制定について

〔内容〕 本年度デジタル化更新工事で設置した防災行政無線施設について、地方自治法第244条の2の規定に基づき、設置及び管理に関する事項を条例で定めるものです。

□ 芳賀町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

〔内容〕 子ども・子育て支援法が平成27年4月1日に施行されることに伴い、子どものための教

育・保育給付を受ける小学校就学前の子どもの保護者が負担すべき費用について、条例で規定するものです。具体的な金額は規則に委任します。

□ 芳賀町教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

〔内容〕 教育長が特別職になることから、勤務時間、休日、休暇等について規定するものです。

〓 条例改正 〓

□ 芳賀町職員の給与に関する条例の一部改正について

〔内容〕 人事院勧告に伴う国家公務員の給与と改定に準じて、条例の一部を改正するもので、給料月額を平均2%引き下げるものです。なお、平成30年3月31日までは現給が保証されます。

□ 芳賀町行政手続条例の一部改正について

〔内容〕 行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い条例の一部を改正するものです。

□ 芳賀町行政財産使用料条例の一部改正について

〔内容〕 電気通信事業法施行令の一部改正に伴い、条例の引用条

項の改正を行うものです。

□ 芳賀町交通指導員設置条例の一部改正について

〔内容〕 交通指導員を教育指導員と一般指導員として定義しているが、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に位置づけられた交通指導員のみを対象とするため条例の改正を行うものです。

□ 芳賀町消防団員の定員、任免給与、服務等に関する条例の一部改正について

〔内容〕 消防団本部は、現在8名体制ですが、本部機能強化を図る必要があるため、副団長を1名増やし、定数を20名から201名に変更するものです。また、消防団員の処遇の改善等について必要な措置を講ずることが義務付けられていますので、団員が公務のために出場した場合の費用弁償を活動時間に応じて支給するよう変更するものです。

□ 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

〔内容〕 教育委員長制度が廃止されることに伴い、委員長の項目を削除、交通指導員設置条例の一部改正に伴い、一般指導員の文言を削除するものです。また

